

平成21年6月30日

株式会社化に関する総代会決議について

第一生命保険相互会社（社長 斎藤 勝利）は、本日開催の第108回定時総代会において、当社の株式会社化（相互会社から株式会社への組織変更）について決議を行い、その承認を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決議された事項

組織変更計画（保険業法第86条の規定に基づき作成された、当社の株式会社化に関する計画）の承認

2. 今後の日程（1）

平成21年7月1日	「相互会社から株式会社への組織変更に係る公告」の実施
平成21年7月1日 ～12月28日	ご契約者さまその他の債権者による異議申立期間（2）
平成21年7月～12月	ご契約者さまに対して「組織変更計画」を送付し、続いて、ご契約者さまごとの割当株式数のお知らせとお手続きのご案内を順次送付します。（3）
平成22年4月1日	株式会社化、（同日もしくはその後速やかに）株式の上場（4） 株式のお受け取り（証券口座への記録）
平成22年4月～	金銭のお受け取り（銀行口座への送金）

- 1：上記の日程については現時点での予定であり、今後、変更となる可能性があります。
また、株式会社化・株式の上場については、ご契約者さまからの異議申立てが一定数に満たないこと、当局認可、証券取引所による上場の承認を条件とします。
- 2：異議申立てが次の および 双方の条件を満たした場合、株式会社化に関する総代会の承認は無効となります。
異議を申し立てたご契約者さまの数が、ご契約者さまの総数の5分の1を上回ること
異議を申し立てたご契約者さまの保険契約に係る債権の額に相当する金額が、すべてのご契約者さまの当該金額の総額の5分の1を上回ること
- 3：ご契約者さまへの株式の割当ては、補償基準日（平成21年3月31日）において有効な有配当保険契約ごとの寄与分（当社の純資産等の形成への寄与度合い）を、保険業法の定めに従って計算し、その寄与分の大きさに応じて決まるため、ご契約者さまであっても株式の割当てがないこともあります。
- 4：株式会社化・株式の上場後においても、ご契約いただいております保険契約の内容（保険料・保険金等）に変更はございません。

以 上